

国民年金だより

むつ年金事務所
☎ 22-2278

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

『学生納付特例制度』と『若年者納付猶予制度』

◎学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◎若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【お問合せ】 むつ年金事務所（国民年金課）
住民・環境部門 担当：石戸

大間病院の年末年始休診日のお知らせ

12月	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)		
	休 診	休 診	診 療	休 診		
1月	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
	休 診	休 診	休 診	休 診	休 診	診 療

12月31日(火)より1月5日(日)まで、年末年始のため休診します。

なお、救急患者については随時受付します。

【お問合せ】 大間病院 ☎ 37-2105